

(略)

東京都監査委員職務執行者	龍 円 あいり
同	小 磯 善 彦
東京都監査委員	茂 垣 之 雄
同	後 藤 靖 子
同	小 粥 純 子

令和 7 年 7 月 22 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 242 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、知事部局等職員が指定する 2 つ目の給与振込口座（以下「第二口座」という。）への振込手数料を都が支払うのは違法な支出であるとして、振込手数料の返還等を求めているものと解される。

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

都が職員に対して支払う給与等は、職員の労働の対償として支払うべき都の債務であり、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 485 条によれば、債務の弁済に伴う費用については、原則として、債務者の負担とされることから、第二口座への振込手数料は、給与支払者である都が債務者として負担するものである。

また、都は、給与等口座振替取扱要綱（昭和 59 年 7 月 9 日付 59 総人給第 209 号。以下「本件要綱」という。）において、第二口座への指定について定めている。この点、

請求人は、本件要綱の定めに基づく第二口座への給与振込について、その振込手数料を東京都が公金で支払うのは法的根拠がなく違法である旨を述べるだけにとどまるなど、抽象的に批判するのみであり、特定の財務会計法規等に違反していることを具体的に摘示していないから、財務会計行為である本件支出の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示したとは認められない。

なお、請求人は職員給与の口座振込を違法に解釈して作成されたとして、本件要綱の違法性の確認も求めていると解されるが、法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものであるところ、本件要綱を制定した行為は、都の財務会計上の行為とは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。